

児童手当または特例給付を受給していますか？

はい

大学生年齢の児童がおり、大学生と高校生以下の兄弟姉妹あわせて3人以上ですか？

はい

申請必要

いいえ

申請不要⇒下記※へ

高校生年齢以下の児童が同居していますか？

はい

申請必要

いいえ

申請必要

いいえ

大学生年齢の児童がいますか？

はい

高校生年齢以下の児童が同居していますか？

はい

申請必要

いいえ

いいえ

申請必要

※申請不要の方

中学生以下の児童がいる世帯や特例給付を受給している世帯で増額対象となる場合は、職権で増額とし額改定認定通知書を令和6年12月の支給日までに送付します。